

健康管理手帳による健康診断受診について留意すべき事項

1 健康管理手帳（じん肺・石綿）による健康診断を受診できる委託医療機関は次のとおりです。

原則は、現在の住居地から最寄りの下記医療機関で受診いただくことになります。

- (1) **沖縄県立 中部病院**（うるま市字宮里281）
事前に健診予約センター（電話番号 098-973-4111）に問合せ、じん肺又は石綿の健康管理手帳による健康診断の受診であることを告げ、健康診断実施の日程等を調整してください。
- (2) **国立病院機構 沖縄病院**（宜野湾市我如古3-20-14）
事前に医事課（電話番号 098-898-2121）に問合せ、じん肺又は石綿の健康管理手帳による健康診断の受診であることを告げ、健康診断実施の日程等を調整してください。
- (3) **沖縄県立 八重山病院**（石垣市真栄里584-1）
事前に医事課（電話番号 0980-87-5557）に問合せ、じん肺又は石綿の健康管理手帳による健康診断の受診であることを告げ、健康診断実施の日程等を調整してください。

2 じん肺に係る健康診断は年に1回、石綿に係る健康診断は年に2回です。定期的に受けて下さい。ただし、じん肺と石綿の両方の健康管理手帳を所持されている場合には、年に2回受ける石綿健診の内の1回の健診について、石綿とじん肺を併せた健診として受けて下さい。

3 健康管理手帳による健康診断の項目（範囲）

- (1) 石綿に係る健康診断について
 - ① 既往歴
 - ② 自覚症状及び他覚症状
 - ③ 胸部エックス線直接撮影による検査、胸部のエックス線直接撮影による検査の結果により、医師が必要と認める項目
 - ④ 特殊なエックス線撮影による検査
 - ⑤ 喀痰の細胞診
 - ⑥ 気管支鏡検査
- (2) じん肺に係る健康診断について
 - ① 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真による検査
 - ② 合併症に関する検査〔喀痰細胞診、エックス線特殊撮影（らせんCT等）〕
 - ③ 胸部に関する臨床検査及び肺機能検査。
 - ④ エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、肺結核にかかっており、又はかかっている疑いのある者については結核精密検査。
 - ⑤ エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の者については、医師が必要と認める場合、胸部らせんCT検査及び喀痰細胞診。

※ 管理区分2の者は①②の健診項目についてのみ実施

4 健康診断の費用等について

健康管理手帳による上記3の健診項目の費用は国が負担します。

また、最寄りの委託医療機関受診のために、受診者及び付添人が交通機関（バス、モノレール、自家用自動車等、なおタクシー使用は不可）を利用した際の交通費、宿泊を要する場合の宿泊料も支給の対象となります。なお、付添人の旅費については、受診者の健康状況等からみて判断することとなります。請求方法等詳しくは問い合わせください。旅費は1kmあたり37円です。